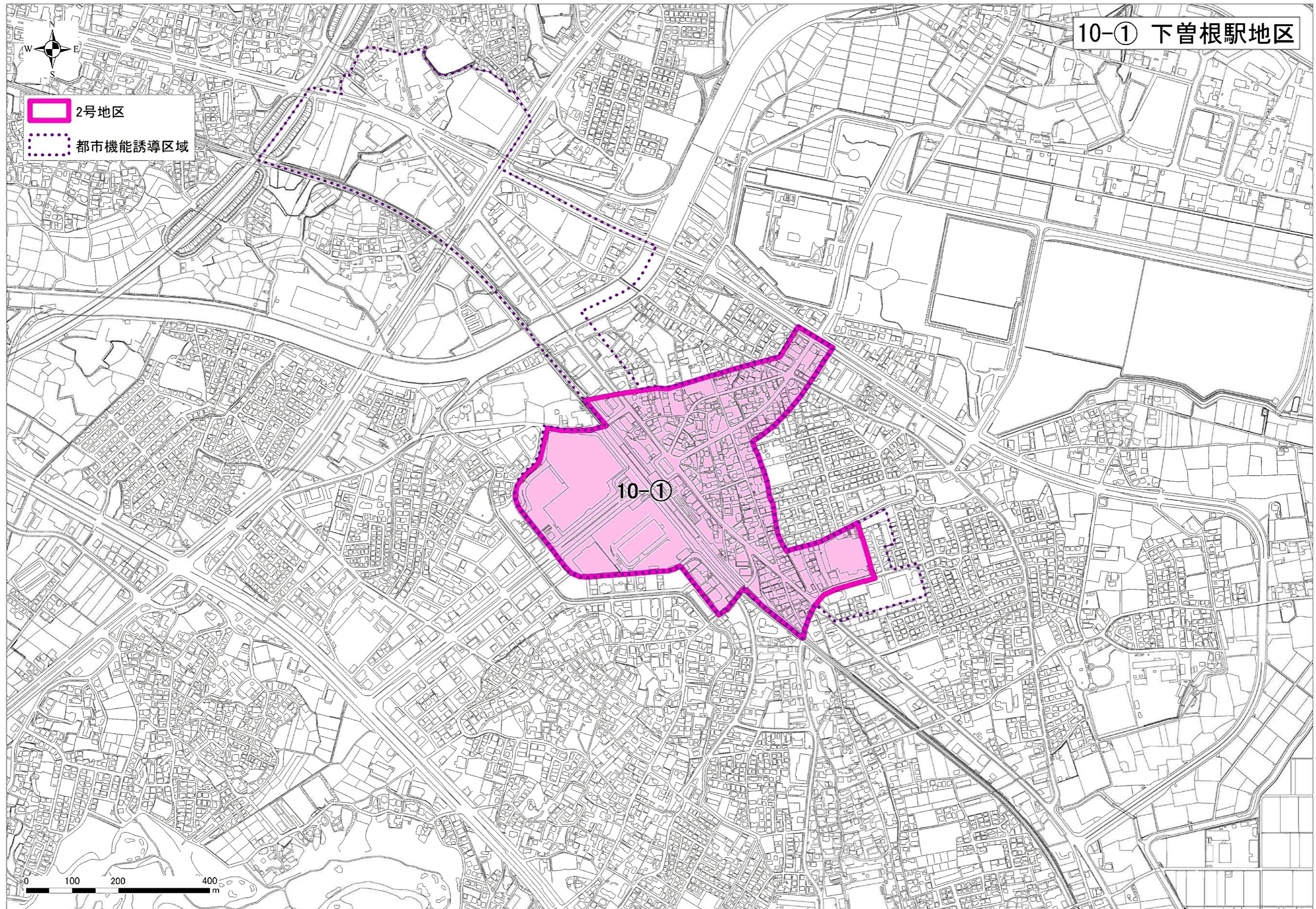


■10. 下曽根地区_10-①下曽根駅地区



整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	10-① 下曽根駅地区 (約25.3ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	<ul style="list-style-type: none"> 本市南東部の広大な住宅地や北九州空港跡地の産業団地など、駅周辺の交通拠点性を生かし、商業機能を中心とした都市機能が集積した、便利で賑わいのある市街地の形成を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本市南東部の都市核として、商業を中心とした都市機能と、中高層の住宅環境が共存・調和する土地の高度利用を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路等の基盤整備と併せ低未利用地の活用と建物更新を図る。 地区計画等を活用し、建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備を推進する。 交通結節機能の強化を図る。 幹線道路沿線や住宅地における緑化を促進する。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路下曽根駅前線の整備
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	